



防災

こたつからの火災に注意!

誤った使い方をすると、思わぬ火災を招く恐れがあります。

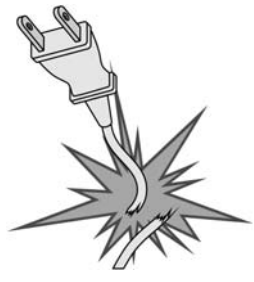
○こたつの脚に電源コードが踏まれているか確認しましょう。

○外出時はこたつのスイッチを必ず消しましょう。

○こたつの中のヒーター部分に可燃物を接触させない。

○こたつの中で洗濯物を乾かさない。

問合せ 石狩消防署予防課
☎ 74・7165



患者等搬送認定事業

救急車を呼ぶほどの「緊急」ではないが、ストレッチャーや車いすなどで移動したいという場合に、市民の皆さんが安心して利用できるよう、一定の要件を満たした民間の患者等搬送事業者を認定する事業です。認定を受けるには、次の講習を受ける必要があります。

〔乗務員資格講習〕

対象 石狩市・当別町・新篠津村で患者等搬送事業に従事する18歳以上の方
日時 2月22日(火)～24日(木)9時～17時

場所・申込・問合せ 石狩北部地区消防事務組合(花川北1・1)

☎ 74・5399
☎ http://www.ishikari-hokubai19.jp/

危険物取扱者試験

試験日 3月27日(日)

場所 札幌市種類 乙種第4類、丙種

申込方法 2月18日(金)～28日(月)に消防署・各支署にある願書を提出

問合せ 石狩消防署予防課
☎ 74・7165

定期普通救命講習会

対象 中学生以上の市民または市内勤務者
日時 2月20日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具
費用 無料

申込方法 前日までに電話申込
場所・申込・問合せ 石狩消防署警備課(花川北1・1)

☎ 74・7024

そのほか

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

1月1日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録された選挙人名簿の縦覧を行います。名簿に登録がないと、投票ができなくなります。ご確認ください。

縦覧期間 2月23日(水)～3月9日(水)

縦覧場所・問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎ 72・3146

立候補予定者説明会

北海道議会議員選挙(石狩市・石狩振興局所管区域選挙区)、石狩市長・石狩市議会議員同時選挙の立候補予定者説明会を開催します。

対象 立候補予定者およびその関係者 ※1候補につき原則2人まで

日時 2月28日(月)道議会議員10時～市長・市議会議員14時

※受付は1時開始の1時間前から

場所 市役所4階

401・402会議室

問合せ 選挙管理委員会事務局
☎ 72・3146

季節労働者通年雇用人材育成事業(第3期)

対象 市内在住で平成21年度または22年度の雇用保険特例受給資格証をお持ちの方

講習科目 クレーン(床上操作式・小型移動式)運転、フォークリフト運転・車両系建設機械(整地等)運転、高所作業車運転、玉掛け

受講期間 平成23年3月(資格などにより期間が異なります)

講習期間 (株)日立建機教習センター北海道教習所(新港中央2)

☎ 64・6388

定員 若干名(申込多数時抽選)

費用 無料(交通費は自己負担)

申込方法 講習機関へ希望講習の日程を確認し仮申し込みした後、2月1日(火)～14日(月)に左記協議会へ申し込み(印鑑、雇用保険特例受給資格証が必要)

問合せ 市季節労働者通年雇用促進協議会(商工労働観光課内)

☎ 72・3166

決算・確定申告相談

ご希望の方は、事前にご予約ください。

日時 2月15日(火)～3月11日(金)9時30分～11時30分/13時～16時30分 ※土曜・日曜を除く

場所 石狩商工会館(花川北

6・1)費用 事務取扱手数料規約による
申込・問合せ 石狩商工会議所
☎ 72・2111

自衛官募集

〔幹部候補生〕

採用区分 ①一般・技術

②歯科・薬剤

応募資格 ①22歳～25歳の方、20歳～21歳の大卒の方、27歳までの大学院修士学位取得者の方

②20歳～29歳の専門大卒の方。薬剤は25歳まで(薬学修士学位取得者の方は27歳まで)

※年齢は4月1日現在

申込期間 2月1日(火)～5月6日(金)

申込・問合せ 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所

☎ 011・383・8955

ボート免許更新講習会

日時 3月27日(日)13時30分

場所 花川南コミセン

内容 小型船舶操縦士免許更新・失効再交付講習 ※有効期限1年前から受講可

主催 (財)日本海洋レジャー安全振興協会

申込締切 3月20日(日)

問合せ 大沼海事代理士事務所
☎ 74・3058

北海道苦情審査委員制度

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。苦情審査委員が中立的な立場から、解決に向けて迅速に対応します。郵送、ファクス、メール(道HPの「相談窓口」)からでも苦情の申し立てができます。

問合せ 北海道総合政策部知事室
室道政相談センター(札幌市中央区北3西6)
☎011・204・5022
☎011・241・8181

サイバー犯罪対策を!

インターネットは危険とつながっ

ています。犯罪に巻き込まれないため、特に次のことに注意しましょう。

- 子どものパソコンや携帯電話には最低限「フィルタリング」を使用し、違法・有害情報を遮断する。
- コミュニティサイトなどで個人情報報を公表しない。
- 身に覚えのない請求メールは無視する。

問合せ 札幌方面北警察署

☎011・727・0110(内線281)

預金保険制度を ご存じですか

金融機関が破たんした場合に一定額の預金等を保護するための保

険制度です。預金取扱金融機関が破たんした場合は、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」という3要件を備えた決済用預金が全額保護となるほか、そのほかの預金保険対象預金(利息のつく普通預金や定期預金など)は定額(1千万円までの元本とその利息)保護されます。資料をご希望の方はお問い合わせください。

問合せ 北海道財務局

☎011・709・2311(内線4270)

法テラス札幌

総合法律支援法に基づき、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスを提供しています。

○多重債務・離婚・交通事故などの解決につながる相談窓口や法律制度を無料で紹介します。

○資力の乏しい方には無料法律相談や裁判費用、弁護士費用・書類作成費用の立て替えを行います。

受付 平日9時～16時

※予約は17時まで

問合せ 法テラス札幌(日本司法支援センター札幌地方事務所)札幌市中央区南1西11

☎050・3383・5555
http://www.houterasu.or.jp/sapporo/

石狩ハイスタンプ会

ためたシールで参加できる各種

イベントを企画しています。
【市税納付に使えます】

満貼台紙を利用して市税(市道民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)が市役所1階の収納窓口で納付できます。

【中央バスカード】

満貼台紙5冊で中央バスカード1枚(3千円)と交換。先着8人、1人1枚。

受付 2月7日(月)10時～

申込・問合せ 石狩ハイスタンプ会事務所(花川南2・2)

☎72・4575(月～金曜10時～16時)

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●12月の審議会等開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
15	浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	①平成23年度地域自治区振興事業について ②地域づくり研修会(総括)	公開	0
17	環境審議会(環境課)	石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)	公開	1
20	生活安全推進協議会(市民生活課)	石狩市生活安全条例の改正(諮問)	公開	0
21	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業の取り組みについて	公開	1
22	障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定(12月中5回開催)	非公開	—

問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

第2次石狩市男女共同参画計画の策定



【市の原案の概要】

次の9つに重点的に取り組み、本市に広く男女共同参画が定着するよう、石狩の地域性を十分反映し、誰もが男女共同参画と自分とのかかわりを感じられる、身近で親しみやすい計画を目指します。

- ①男女共同参画についての認知度の向上
- ②女性・男性それぞれの自立
- ③男性の男女共同参画
- ④子どもの男女共同参画
- ⑤女性の社会における活躍
- ⑥地域に根ざした男女共同参画
- ⑦行動のレベルで実感し、改善していくこと
- ⑧女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑨男女共同参画の立場に立った介護・子育て

なお、本計画の「配偶者等からの暴力被害に関する取り組み」の項目は、「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」に基づく「石狩市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」として位置付けます。計画の期間は平成23年度から5年間とし、国や時代の動きに対応した適切な施策を推進するために必要に応じて見直すこととします。

※詳しくは、市HP、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、協働推進・市民の声を聴く課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください。希望者には郵送しますのでご連絡ください

【提出期限】 2月24日(木)

【意見の検討結果】 4月中に公表予定

【意見の提出方法】 氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【問合せ・意見の提出先】 ☎061-3292 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153 ☎72-3199

✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp